

平成20年第6回教育委員会記録

平成20年4月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年4月23日(水) 午後2時00分～午後3時02分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司
庶務課長 中村 一郎 教育人事企画長 種村 明頼
教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也 学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一
学務課長 加藤 貴幸 社会教育スポーツ課長 森田 師郎
郷土博物館長 村上 茂 済美教育センター所長 小澄 龍太郎
済美教育センター副所長 坂田 篤 済美教育センター事務統括指導主事 田中 稔
中央図書館長 和田 義広

事務局職員 法規担当係長 佐野 太一 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 13名

会議に付した事件

(議案)

議案第45号 「杉並区教育ビジョン推進計画(平成20～22年度)」について

議案第46号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について

(報告事項)

(1) 学校適正配置の今後の進め方等について

(2) 平成20年度当初の児童生徒数・学級数について(4月7日速報版)

- (3) 平成20年度学習支援教員制度の概要について
- (4) 平成20年度指導教授制の概要について
- (5) 平成20年度スクールソーシャルワーカー（SSW）事業の概要について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第45号 「杉並区教育ビジョン推進計画（平成20～22年度）」に ついて	4
議案第46号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について	6
報告事項	
(1) 学校適正配置の今後の進め方等について	8
(2) 平成20年度当初の児童生徒数・学級数について（4月7日速報 版）	15
(3) 平成20年度学習支援教員制度の概要について	16
(4) 平成20年度指導教授制の概要について	18
(5) 平成20年度スクールソーシャルワーカー（SSW）事業の概要 について	19

委員長 では、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから平成20年第6回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が2件、報告が5件となっております。

また、本日は暑いですし、上着の着脱、どうぞご自由にしていただけたらと思います。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第45号「『杉並区教育ビジョン推進計画（平成20～22年度）』について」を上程し、審議いたします。

教育改革担当部長、ご説明をお願いいたします。

教育改革担当部長 それでは、私から、「杉並区教育ビジョン推進計画」の策定につきまして、議案の説明をさせていただきます。

お手元の資料のほうをご覧ください。

教育ビジョン推進計画の案につきましては、去る2月の教育委員会定例会におきまして、ご決定いただいた後、資料の1と2にございますとおり、3月11日から25日にかけて区民等の意見提出手続、いわゆるパブリック・コメントを実施いたしました。その結果、3に記載のとおり、区民等の皆様方から合計46件のご意見が寄せられ、内訳として、延べ154項目に及ぶご意見が寄せられたところがございます。

これらご意見の概要と、それに対する教育委員会の考え方につきましては、お手元の資料の3枚目、「区民等意見一覧」という資料で述べ、以下15ページにわたって意見の概要と、それに対する考え方を整理させていただきましたのでご参照いただければと思います。

また、1枚目の資料のほうにお戻りください。

この区民等の意見提出手続に通じて寄せられた区民等の意見を踏まえて、4に記載のとおり、計画案の所要の修正を行ったところがございます。

まず、区民等の意見による修正でございますが、合計で4カ所でございます。

1枚目、資料1のほうをご覧ください。

まず、「指導教授制の実施」に関連しましてご意見が寄せられ、それに対する修正でございますが、この指導教授制につきましては、教師の指導力の向上ということで計画化したところがございますけれども、今回の区民等のご意見で、具体的な人選あるいは運用方法など、意見、要望が寄せられたところがございます。これらを踏まえて、当該事業について、よりわかりやすく説明をするという趣旨で、記載のとおり、4ページ、11ページのそれぞれ該当箇所について修正をさせていただきました。

それから、2点目、「特別支援教育の充実」についてでございます。

今回公表させていただいた計画案で、具体的な計画事業としましては、通常学級の介助員等の関係を盛り込んだところでございますが、パブコメを通じて、特別支援学級あるいは特別支援学校への取り組みについて、いろいろご意見等を頂戴したところでございます。そうした点を踏まえまして、通常学級等への対応と合わせて、特別支援学級・特別支援学校を含めた杉並区の特別支援教育全体について、より明確に説明する必要があると判断いたしまして、記載のような修正を行ったところでございます。

次に、裏面のほうでございますが、4点目、「エコスクールの推進」の関係でございます。

これについては、杉並教育の土台づくり、教育環境の整備ということで力を入れて取り組んでいるところでございますが、今回パブコメを通じて、ハードだけではなくソフトを含めて総合的に取り組むべきだと、あるいは取り組んでほしいという趣旨のご意見が寄せられたところでございます。教育委員会としても、そうした観点で現在エコスクール事業に取り組んでいるところでございますが、ハード・ソフト両面からの取り組みについて、より明確に考え方を示す必要があるということから、記載のような形で修正をさせていただいたところでございます。

そのほか、(2)にございますとおり、区民等の意見による修正以外の修正ということで、表現等の整理、修正を図った箇所が16カ所ございます。

資料2のほうをご覧ください。「区民等意見一覧」、15ページほど続いておりますが、その次のところに資料2がございます。こちら資料2が、区民等の意見提出手続による修正以外の16カ所について、それぞれの箇所ごとに整理してお示ししたものでございます。

いずれも、区民等の意見なども参考にしながら、よりわかりやすく文章表現等整理をし、説明する必要があるということ、あるいはデータ等についても最新のデータに差し替えるなどの修正が基本でございますが、2点ほどちょっと補足させていただきます。3ページ目の項目数の8でございます。「30人程度学級の実施」でございます。こちらについては、ご案内のとおり平成20年度、今年度から来年度にかけて小学校1年生から4年生まで対応する予定でございますが、平成22年度以降については、教科担任制を含めて試行・検証を行いながら、その後のあり方について検討していく必要があるということで、記載のような文言を追加させていただいたところでございます。

あわせて、その下の9番目、「小中一貫・幼小連携教育の推進」の中に、案の中では、先行実施校での教科担任制についての記載がございましたが、教科担任制の課題については、30人程度学級の中で、改めて試行・検証するというところで、そちらの箇所も所要の修正を図っているところでございます。

それから、その下の12番でございます。「特色ある教育活動の推進」のところでございますが、こちらは、先の区議会定例会におきましても、日本語教育に関連したご要望・ご意見が出されました。それを踏まえまして、言葉、日本語あるいは日本文化、自立心をテーマに学ぶ区独自の教科等について研究・開発を進めていく必要があるというふうな判断から、この該当箇所の最初でございますが、記載のような形で修正を図ったところでございます。

以上が、雑駁でございますが、計画案の修正内容でございます。あわせてその修正を反映した教育ビジョン推進計画の全文につきましては、その次のところに資料3として、冊子をおつけしておりますので、ご参照いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の教育委員会定例会におきましてご審議していただき、ご決定いただいた後は、5月13日、予定でございますが、区議会文教委員会が開催される見込みでございますので、そちらのほうに報告させていただいた後、5月21日号の「広報すぎなみ」のほうに概要を掲載し、あわせてホームページ等で区民意見に対する考え方あるいは計画全文について掲載し、PRさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

この内容ではなくて位置づけなんですけれども、教育ビジョン推進計画、以前のものがあって、今回どちらかというと第二期というか、第二次のビジョン推進計画に値すると思うんですね。それで、一応ビジョン推進計画は平成22年度で終わりというふうに見込んでいるわけです。それとも、まだ継続していくんですか。

教育改革担当部長 はい、教育ビジョンの目標年次が平成22年度というふうになっておりますので、その目標年度達成時点で、改めてそのビジョンについて改定等というようなことであれば、それに対応して、具体的な教育施策の指針となるものがこのビジョン推進計画でございますので、それとあわせて方針を定め、対応をしていくということになろうかと思えます。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、お諮りいたします。議案第45号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第45号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第46号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程し、

審議いたします。

社会教育スポーツ課長からご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、私のほうからは文化財保護審議会委員の委嘱ということで説明させていただきます。

8名いらっしゃいますが、5月17日付で委嘱をさせていただければと思います。

次のページをおめくりいただきたいと存じます。

8名の方の陣容でございますが、A4版の資料でございますけれども、縦型のものでございますが、8名記載させていただいております。

いずれの方々も、第13期に引き続きましての再度の委嘱でございます。なお1名、前期会長でございました大谷先生が、体調が非常に厳しいということでご辞退されまして、それ以外の8名の方々に改めてご了解いただいたということでございます。

順にお読みいたします。

阿部芳郎、明治大学教授でございます。考古学専攻でございます。稲葉和也、東海大学大学院非常勤講師でございます。建築史が専門でございます。岡田芳朗、女子美術大学名誉教授でございまして、歴史学でございます。倉石あつ子、跡見学園女子大学教授でございます。民俗学が専門でございます。水藤眞、東京女子大学教授、歴史学でございます。関口正之、財団法人遠山記念館館長でございまして、美術史でございます。永井信一、女子美術大学名誉教授、同じく美術史でございます。最後、森安彦、国文学研究資料館名誉教授、歴史学専攻でございます。

以上、8名の方を改めて再度委嘱させていただければと思っております。

私のほうから以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大藏委員 これは定員があるんですか。

社会教育スポーツ課長 12名以内ということになっております。

大藏委員 前は9人いらっしゃったのが1人辞める。それはまた追加するんですか。

社会教育スポーツ課長 適任の方いらっしゃればということで、大谷先生は歴史といいますか郷土史がご専門でございまして、それに代わる方というのが、今のところ直ちに見つけにくいという状況がございまして、適任の方がいらっしゃれば、考えていきたいと思っております。

委員長 ほかにございますか。

宮坂委員 適当な方がいらっしゃれば、途中からということは可能なんですか。

社会教育スポーツ課長 十分可能です。

委員長 よろしゅうございますか。

では、お諮りします。議案第46号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第46号を原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第3、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「学校適正配置の今後の進め方等について」の説明を、学校適正配置担当課長からご説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長 それでは資料ですが、本文の他に資料1から4まで添付したものをおつけしてございます。ご覧をいただきたいと思っております。

本文のほうでございませけれども、学校適正配置の今後の進め方等ということでございます。

本件につきましては、昨年12月12日の教育委員会で、今後の推計を精査の上、進め方等を再検討するというところでご報告申し上げたところでございます。それ以降、推計の精査をし、再検討してまいったということでございます。本日は、その推計結果を踏まえた今後の進め方等につきまして、ご報告をさせていただくものでございます。

まず、1番の「基本方針等の見直し」でございます。

これにつきましては、恐縮ですが、次のページに資料1ということで、A3横の区内学齢人口推計の精査結果というものがついていますので、ご覧いただきたいというふうに存じますが、この資料1については、左側が小学校の学齢人口、右側が中学校の学齢人口、中ほどが全体で、それぞれ下に分区、地域別の状況が載っております。

見ていただきますと、この推計自体は、昨年、区の実施計画改定時の区全体の人口推計と同様の手法によりまして、今後10年間の学齢人口を精査したということでございまして、これまでの予測よりも、小学校・中学校ともにそれぞれピークが遅れてくるということ、それと全体としては、ほぼ横ばいとはいえ、若干の微増傾向で推移する見込みだということが、この精査の結果でわかったところでございます。

特に、小学校・中学校の下のほうですけれども、それぞれ分区、地域ごとに見た場合でも、それぞれ、この10年間、異なる状況が見られるということでございます。

1枚目のほうに戻っていただきまして、1番のところですけれども、私ども、こうした学齢人口等の状況の変化を踏まえますと、これまでの基本方針のとおり、平成30年度までに区立学校全体の適正化を図るという進め方では、多くの区民等のご理解が得られないというふうに判断をしたところでございます。

したがいまして、この間、区民等からいただいた意見を参考に、また、区議会の議論等も踏まえながら、基本方針に立ち返った必要な見直しを行い、平成20年度中に改めて区民意見提出手続きを経て、新たな方針等を策定して、学校の再編を着実に進めていきたいと考えているものでございます。このため、その見直しが行われるまでの間、神明中・宮前中の統合に関する従来の計画素案につきましては、一旦凍結という扱いにしたいと考えてございます。

続きまして、2番「学校関係者等との話し合い」でございます。

これにつきまして、資料2として、「平成20年度児童・生徒数、学級数一覧」というものをおつけしてございます。ご覧いただきますと、この左側に学校名の脇にナンバーが振ってありますけれども、小学校のほうで8番あるいは32番、あるいは44番、こういったところにつきましては、今年度から、1年生、3年生を対象に、30人程度学級を小学校でやっているわけですが、それでもなお全学年単学級というところでございます。

とりわけ8番の学校につきましては、3年生のところですね、学年全体で6名、全員が女子というような状況がある。非常に学校のほうでも学校運営上、支障があるというところを懸念されているというところでございます。

一方、44番の学校につきましても、各学年20人未満というような状況でございまして、こういったところも、小規模の状況が著しく出ている、こういった状況がある。

一方、中学校のほうでございまして、さすがに全学年単学級というところはないにしても、例えば、22番の中学校につきましては、3学年のうち、2つの学年で単学級というようなところもありますし、中学校の中では、22番の学校に係わらず、部活動等でなかなか一つの学校ではというような中で、そのクラブ活動の種別によっては、近くの複数の学校で一緒にクラブ活動を展開している、部活動を展開している、こういったいろんな工夫をしながら、何とか努めてやっていると、こんなような状況も聞いているところでございます。

1枚目のほうに戻っていただきまして、私どもはこういった現状を踏まえて、1番の見直しと並行して、こうした著しく小規模化した学校につきまして、最優先の課題というような意識から、望ましい教育環境を早期に整えるということで、まず学校関係者等と個別の意見交換を行って、そうした状況を十分見極めた上で、地域を挙げて今後の学校のあり方等に関する話し合いの場を持つような、よりプロセスをこれまで以上に重視したような形で進めていければなど、こんなように考えているところでございます。

具体的に申しますと、これまでのように教育委員会の案を持って、地域に話し合い、あるいは説明に入るということではなくて、そうした著しい小規模化ということで、子どもたちのために今後どうあるべきかというような、学校の現状を踏まえた意見交換から始めて、やがてそうした

中で、適正配置の必要性が共通認識されるような段階になれば、その時点で案を考えていくような、そういった流れで丁寧に進めていきたいと、この話し合いについてはそういった考え方でやっていきたいというのが2番のところでございます。

次に3番「学校施設の耐震化」でございます。

これにつきましては、資料3「『杉並区の耐震改修促進計画』の概要について」ということで、参考の資料をお付けしてございます。

この「杉並区耐震改修促進計画」ですけれども、これは3月末に、区としての計画を策定したところでございます。もとより、区立学校の耐震化につきましては、これまでも計画的に取り組んできたところでございます。平成19年4月現在のデータで申し上げますと、全国のいわゆる棟別の耐震化の状況は、全国で平成19年4月、58.6%、それに対しまして、本区は84.7%という状況、平成19年度末では、本区は88.2%ということで、さらに耐震化が進んでいるという状況がございます。

そうした中で、この促進計画なんです、国の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、これに基づきまして、それぞれの自治体で精力的に取り組むという考え方で、計画を図っているものでございまして、この資料3を見ていただきますと、2の「計画骨子」の(5)でございますけれども、平成27年度までの計画期間の中で、区立施設につきましては、100%の耐震化を図っていくと、こういうふうに掲げたところがございます。

この資料3の裏面を見ていただきますと、①として、重点的に取り組むというところがございまして、下線を引いてございますが、とりわけ学校を含む「防災上重要な区立施設」につきましては、重点的に、その計画期間の中で耐震化を進める施設というふうに位置づけたところがございます。

そこで、1枚目の資料の3のところにお戻りいただきたいんですけれども、私どもはそうした耐震改修の促進計画、これに基づきまして、今後、耐震上課題のある学校につきましては、平成27年度までの計画期間の中で、可能な限り早期にそれぞれ必要な対応を図っていくこととしてございます。

当然、神明中を含めまして、耐震上課題がある学校については、平成27年度計画期間の中で、できる限り早期にということで考えている、これは全庁的にそういう調整を図った上で対応を図っていくという考え方でございます。

以上、3点をご説明申し上げましたが、今後こういった考え方で大きな方針等、平成20年度中に見直すと、それと並行して学校関係者との話し合いを進め、そこで得られたご意見あるいは教訓がございましたらば、それを基本方針等の見直しに反映させるという流れの中で進める一方、

学校の耐震化につきましては、計画に基づいて着実に進めていくということでございます。

以上、今後の進め方等でございますけれども、本日、教育委員会でご論議いただいた上で、私ども5月13日に予定されております区議会の文教委員会に報告をして、その後、本日の資料の末尾に、資料4としてお付けしてございますけれども、昨年、再編構想に対する区民等の意見提出手続きを実施して、その結果、様々なご意見をいただいた、そのことを今後の見直しに生かしていくという視点で取り扱っていく。この実施結果、この資料4に基づきまして、文教委員会に報告した以降、区の広報、ホームページあるいは教育報等を活用しながら、区民の方々にこの考え方をお知らせしていくということで進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

なお、この考え方の骨子につきましては、去る2月に行われました区議会の第1回定例会の中で、会派の代表質問にお答えする中でご答弁申し上げ、その後、予算特別委員会等の議論も通じて、様々なご意見いただく中で、一定のこうした考え方につきまして、ご理解を得られたかなというふうに思っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 学校施設の耐震化についてのところで、耐震上課題ある学校とありますが、小学校7校と中学校2校というのはどこですか。

学校適正配置担当課長 順に申し上げますと、まず小学校のほうで大宮小学校、それと富士見丘小学校、東田小学校、杉並第一小学校、杉並第二小学校、高井戸第二小学校、それと和泉小学校でございます。

中学校のほうは、神明中学校と中瀬中学校ということでございます。

大藏委員 神明中と、どこですか。

学校適正配置担当課長 中瀬中学校です。

安本委員 今の耐震のこともあるんですけども、この計画だと、平成20年度から平成27年度までの促進計画となっているんですけども、7年もあるんですね。なるべく、この小学校も中学校もやはり防災の拠点になりますし、必ず、なるべく早くお願いしたいと思います。

学校適正配置担当課長 はい。先ほど申しましたとおり、重点的に対応するというのを計画で持ちかけていますし、私どもは今、全庁的にその計画に基づく対応の調整会議をやっています。そうした中で、できる限り早期にということで、現在議論を進めているところでございます。

安本委員 よろしくどうぞ。

あともう一つ、2番の「学校関係者等との話し合い」の「学校関係者等」というのは、どの辺

まで考えていらっしゃいますか。

学校適正配置担当課長 今後、学校にもいろいろとご相談申し上げたいということですが、私どもも考えておりますのは、とりわけ学校評議員あるいはPTA、町会自治会等の地域の方々、地元の区議会議員を含めまして、できる限り幅広く意見を交換しながら、今後の学校のあり様というところで意見を賜って、それを基にまた進めていければというふうに考えています。

安本委員 こちらから投げかけるということですか。

学校適正配置担当課長 そうですね。まずは意見交換ということでございますので、私どものほうからお声をかけて、お時間を頂戴して、忌憚のないご意見を賜るということから始めていきたいと考えています。

安本委員 わかりました。

大藏委員 資料4に、区民の意見というのがついておりますけれども、この第一次計画素案に関する意見は、ほとんど神明中学校に関するものですね。それで、神明中学校に関しましては、私は何度も前にご質問をしましたが、建て替えの余地がないと、これは東京都の建築基準なんかが変わり、敷地が十分ではないので建て替えができないというご説明だったです、基本的に。費用もかかるので、できるだけ補強でやってもらいたいというのが文部科学省から出ていますね。補強はできませんかと言ったら、それもできませんということだったんですが、今回のものにつきましては、この3で、平成27年度までにやるということになっているんですね。これは神明中学校について耐震補強ができるということですか。

学校適正配置担当課長 一つに、まず前段にありましたご質問の建て替えの件については、従来からご説明申し上げておりますとおり、あそこでいかなる小さい建物も建たないと、こういうふうに申し上げているわけではなくて、それは、ご理解いただいていると思います。

その上で、補強の問題なんですけど、私どもこれまで計画的に補強だとか改築を進める中では、30年、40年、50年と長きに渡って使う施設という観点から、文部科学省が言う最低の耐震のいわゆる数値に、少しそこにかさ上げして長く使うという観点で、そこを基準にそれぞれの学校の耐震化に努めてまいりました。

そのレベルについては、なかなか技術的にも厳しいものがあるかなと。ただ、暫定的に、早急に対応するという観点で、先ほど申し上げた文部科学省が言う、いわゆる安全性が確保できるそのレベル、そのレベルの補強については、これはその後、建築材料のことも詰めましたけれども、十分可能だろうということございまして、今回はそういった暫定的、応急的な対応ということで取り組んでいきたいということございまして。

大藏委員 こういう問題については、質問があったときに、質問の範囲内で、うそではないけれ

ども説明をしたというようなことではなくて、こういうような耐震はできませんかと言ったときに、できませんと言うのではなくて、暫定的なことならばできますけれども、そういうのは好ましくないと、学校なんだから恒久的に使えるようにしたいので、そういう意味では耐震ができませんと説明すべきであって、耐震は一切できないと今まで言ってきたんですよ。

それから、建て替えも、先ほど小さい建物はと言ったけれども、それは既にわかっていることであって、そんな幼稚園みたいなもの造ったってしょうがないわけですから、神明中学校がちゃんと存続するだけの建物は建てられないということだった。だから、そういう意味では建てられないわけですね。だから、その分はいいですけども、その耐震などについては、私は政治家も役人もいつも誤解を招いたと、何か言葉足らずだったとかいうことを言いますけれども、そうではなくて、それならば、それについてちゃんと神明中学校の分について、私は釈明すべきであると思いますね。

だから、今まで説明したことには、言葉が足りなかったなら言葉が足りなかったように、きちんとした耐震構造をやろうと思っておりましたが、それはなかなかできないので、暫定的にも、暫定的というのは何年ぐらい持つのか知りませんが、それも本来は説明したほうがいいです。ですが、何年間ぐらいは持つような耐震補強ならばできますので、そういうことも考えていきますということを明言すべきであると思いますね。

学校適正配置担当課長 今、委員のほうから釈明というお話ございました。私どもいずれにしてもこういった考え方については、関係者の方々に、また説明もして回りたいというふうに考えています。

なお、それぞれの学校で耐震化に向けて工事等が入ることになれば、当然のことながら保護者の方々、地域の方々にまたご説明の機会も得られると思いますので、そういった場面を通じてきちっとご説明するように努めていきたいというふうに考えます。

大藏委員 教育長含めまして、全部とにかく皆さんも総変わりをしましたから、前の方の発言についてなかなか難しいけれども、しかし、最初に神明中学校、それから小学校の場合は若杉小、杉五小というのだけが取り上げられたときに、私は全体計画を提出をして、その中でやるべきではないかと言ったんですが、若杉小、杉五小も非常に緊急で、子どもが減っていると、それから神明中の場合には、耐震上の問題もあって、それから当時は子どもも減るということだったんですが、だから緊急なので全体計画よりも前にこれを出しますということだったんですね。

しかし、その後だんだん変わってきて、全体計画が出てきたわけですね。それで、変わってくる。それならば、そこに遡って、やっぱり最初の説明は十分ではありませんでしたということと言わないと、ずっとフォローしていない方にはわからなくなってしまうんですよ。だから、それ

が私は親切なやり方だと思っています。

学校適正配置担当課長 最後に、すみません。これまでも私どもは文書で質問をちょうだいしたりしたことに対して、その時点、その時点で丁寧に対応させていただいていたというふうには考えてございます。

ただ、いずれにしましても、今、委員言っていたのは、今後に向けてまたいい環境をつくりながらいい学校づくりという趣旨だと思いますので、そういったところは十分意を用いて、今後とも対応していきたいというふうに考えます。

委員長 よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

では、私からちょっと、一つだけ意見なんです。意見ですよ。前もお話ししていますから、知っている人は何回目かと、初めての人もいるんだけれども、教育委員会がこういう再編構想というものを自分の部局として持っているべきだと、そのための計画論というか、私だったらこういう計画論でやるよというのを前にお話ししたんですけれども、レクチャー的に。それで、例えば、学校の形態がどういうふうに変わってきているか、また今後変わっていくのか、一つは、小中一貫だとかいろいろあるでしょう、将来構想というものをにらんだような。そういう、いわゆる将来的な学校の形態というのはどういうふうになってきている、いくべきなのかと。

それで、2つ目には、先ほどご説明あったような学級運営の数の問題、これはどうしても以前から問題になって、表に一番出やすい形で出てきています。だけど、これだけではないということを経済的に判断しているんだというのが一番大事なので、総合的なプランニングだということ、やはりまちづくりとすれば大事なんです。

それで、あと3点目には、そういうコミュニティー論というか、やっぱり東京を考えた場合、学校が中心だろうなというのは、都市計画の論者というか、学者は昔から言っているんですよ。それで、最近だと防災広場だとか、学校の広場をどういうふうに一時的避難地として使うとか、いろんな重大な問題というのを、その中にその意味というのが入り込んできているし、コミュニティー論というのを、防災論を含めてどういう考え方をしていくのかということ。

それから、4点目には、先ほど耐震性の問題はあるけれども、耐震性よりも、もう耐久性の問題が先なんではないですか。いろんなところ横並びで、それを一度に数年で建て替えをやるわけにいかないから、順序を、プライオリティーをつけてやっていかなきゃいけないわけで、何となく全体を先送りというのは、かなり無責任な考え方だと思うんですね。

だから、今4つの柱というのを言いましたけれども、そういったインジケーターでそれぞれを評価して行って、それで全体を見渡して、プライオリティーをどうするというようなこと、やは

り財政計画というのが一番大きいですよ。そういうのがベースにあるし、財源を上手に使っていかなきゃいけないし、他の福祉だとかの問題もあるから、学校だけに限らないと。前にお話ししたように、自分のところの財源を50%以上、教育予算に使っちゃった時期があるわけですよ。全部建て替えが一斉に来ちゃったという。他は何にもできなくなっちゃうんですよ。けれども、そういうのでいいのかということになりますよね。

だから、教育委員会としてのそういう論理構築というか、そういう再編構想の論理構築というのをやって、どんどん作業を進めていって、それである時期にそれをほかの部局にお示しするか、国の方にお示しするか、そういうソフトのほうからのずっとアプローチもあるわけですよ。何かその辺の、先ほど申し上げたような論理性を踏まえた教育委員会としてのあり方を示すこと、それが問われていると思うんです。ぜひお願いしたいなと思います。

学校適正配置担当課長 平成20年度の見直しの中で、そういった観点を踏まえながら検討させていただきたいというふうに思います。

委員長 では、よろしいですか。ありがとうございました。

では、次に、「平成20年度当初の児童生徒数・学級数について（4月7日速報版）」、「平成20年度学習支援教員制度の概要について」、以上2件につきまして学務課長からご説明を。

学務課長 私のほうからは、まず「平成20年度当初の児童生徒数・学級数について」ということでご報告いたします。

こちらのほうにつきましては、入学式当初の数字ということで、東京都のほうに報告している数字でございますが、この後、さらに精査をした数字を5月1日付でもう一度報告いたしますので、今年度の確定数値という意味では、その5月1日の数字になります。

全体的にかいつまんで、ポイントだけご説明したいと存じます。

まず、小学校のほうの普通学級のほうですが、全体数で1万7,540人ということで、対前年度比で221名増ということですが、これは大型マンションなどが完成したということで、これに伴う人口増というのが大きな要因だというふうに考えてございます。

また、30人程度学級を今年度から実施いたしました。こちらのほうは、17校、19学級で適用になったということで、裏面を後ほどご覧いただきたいと思います。網かけになっているところが、その具体的な学校であり、学年ということになります。

また、最大規模の学校が前年同様、浜田山小学校ということで、最小規模が永福南小学校ということでございます。

それから、全学年単学級の学校数が3校ということで、昨年より1校減っておりますが、このマイナス1は、昨年の若杉小学校だったということでございます。

それから、中学校のほうでございますが、全体数で6,234人ということで、対前年度比マイナス76名ということでございます。

それから、最大規模が井萩中と高井戸中、これはたまたま、人数・学級数とも同数ということで、この両校が最大規模でございます。最小規模が和泉中で、122人の4学級ということでございます。

それから、3番目の特別支援学校と特別支援学級でございますが、済美養護学校のほうが、記載のとおり数字でございますが、児童・生徒数のほうが79名ということで、若干減っております。これは、小学1年生の入学者が前年より少なく、認定就学等により、特別支援学級に入学した児童が若干多かったというようなことが一つの理由かと存じます。

それから、言語障害学級につきまして138名ということで、対前年度比18名増ということになってございますが、こちらのほうにつきましては、高井戸小と杉十小の受け入れ児童数が増加したということで、高井戸小が学級増になっているということが一つの原因だと存じます。

また、情緒障害学級につきましても130名ということで、対前年度比で11名増ということですが、こちらにつきましては、八成小学校の児童数が増加したということで、1学級増になってございます。

また、南伊豆健康学園の児童数が23名ということでございますが、こちらが対前年度比マイナス6名でございますが、たまたま、昨年度の在籍児童のうち6年生が14名いたということで、比較的多い人数が卒業したということで、前年度に比べて少ない人数になっているのかなというような傾向でございます。

こちらの児童・生徒数については、以上でございます。

次に、「平成20年度学習支援教員制度の概要について」、ご報告いたします。

こちらのほうにつきましては、教育ビジョン推進計画に掲載されておまして、平成20年度からの新規事業ということでございます。

まず、「目的」でございますが、区立小学校の通常学級で、学習障害等により、学習面で困難を抱える児童につきまして、学習支援教員を派遣いたしまして、児童の学力向上や学校生活への適応、あるいは校内支援体制の充実を図ることが目的でございます。

「学習支援教員の資格・身分等」でございますが、これは特別支援教育に理解がある小学校の教員免許を有する者ということでございまして、身分は、教育委員会の非常勤職員ということで、勤務日数等は記載のとおりでございます。

3番目の「支援の対象とする児童」でございますが、知的発達に全般的な遅れはないが、LD等により、学習面で困難を抱える児童や、あるいは、学習面でつまずきがあって、個別的な学習

支援が必要であると、校長または校内委員会が判断した児童ということでございます。

4番の「支援の形態」でございますが、これは学級担任等が作成した個別指導計画等に基づいて、児童の支援を行います。集団の中での個別的支援として、ティーム・ティーチングや授業内個別支援などを行うということや、個別指導・少人数指導では、1対1または1対少人数ということで、児童の学習課題に応じた指導を行うというものです。こちらにつきましては、保護者の同意を得て、実施していくということでございます。

5番の「実施規模」でございますが、学習支援教員10名分の予算をとっておりまして、5月以降、順次配置していく予定でございます。

最後に6番で「研修・連携等」でございますが、学習支援教員の活動に必要な知識の習得を図るために、済美教育センターの研修等に、この学習支援教員が参加いたします。

また、巡回心理相談やスクールカウンセラー、指導主事等と連携を図っていくということを予定しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

委員長 では、最初に「平成20年度当初の児童生徒数・学級数について」、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 これは技術的なことですが、網かけの部分が薄くて、どれがどれだかよくわからないんです。よく見ればわかるんでしょうけれども、もうちょっとわかりやすくしてもらいたいと思いますね。

学務課長 申し訳ありません。

委員長 どうぞよろしく。

ほかにありますか。よろしいですか。

では、次の「平成20年度学習支援教員制度の概要について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

安本委員 4番の(2)の「個別指導・少人数指導」というところなんですけれども、「必要に応じ、放課後の指導も行う」ということなんですけれども、この個別指導というのは、授業中に別にして行うということですか。

学務課長 当初は、子どもとこの教員が慣れるという目的もございまして、授業中に支援を行うということを想定しておりますが、その子の状況によっては、やはり、放課後に1対1だとか、そういう環境をつくって指導したほうが、より効果が表れるというふうに判断した場合は、保護者の同意を得て、放課後に指導を行うということもあり得るというふうに考えております。

安本委員 授業中というのは一緒に一応いるんですか。

学務課長 基本的にはいるというふうに考えています。

委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ありがとうございました。

では、続きまして、「平成20年度指導教授制の概要について」、「平成20年度スクールソーシャルワーカー（SSW）事業の概要について」、以上2件を一括して、済美教育センター副所長からご説明をお願いいたします。

済美教育センター副所長 それでは、私から「平成20年度指導教授制の概要について」、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

こちらにも教育ビジョン推進計画に基づきまして、行われます新規事業でございます。

まず「目的」でございますが、教員の大量退職、大量採用の現状を踏まえております。

ちなみに、今年度の初任者の数は96名、1年次から4年次までの教員の数が257名というふうになっており、非常に若手教員が増えているという現状がございます。

これまで、若手教員の力量形成は、済美教育センターにおける集合研修や、校内におけるOJTで行ってきたところでございますが、それぞれの教員が抱える個別具体的な課題、これに対して1対1対応を行うことができるようなシステムがございませんでした。今回、この指導教授制というシステムを立ち上げて、個別具体的な課題に対応できるような形をとり、確実な力量形成、資質向上を図るということを目的としております。

次に、「指導の対象」でございますが、主に初任者から4年次の若手教員を対象に行わせていただきます。

「指導教授の担当」でございますが、こちらは平成20年度につきましては、副参事及び嘱託員6名を指導教授といたしました。そして、うち5名を小学校に、うち1名を中学校を担当する形をとっております。

教育ビジョン推進計画上では、平成22年度までに、小中学校とも全分区、小学校7分区、中学校4分区、合計11名でございますが、こちらを1名ずつ配置をして、分区を担当させる形をとりたいというふうに思っております。

「業務の内容」でございますが、2週間に1回程度の割合で巡回訪問をし、若手教員の授業観察、そしてマンツーマン、フェース・トゥ・フェースの指導・助言を行う。それによって、校内におけるOJTを支援していこうというような業務内容。

2番目には、若手教員を対象とした相談活動を行う。また、センターにおいて指導教授が若手教員の育成に関するミーティング、こちらを定期的実施をいたします。そして、育成方法を検討するという内容。

また、分区単位で指導の受け持ちの学校単位、分区単位という形になりますが、担当する若手教員を対象とした独自の研修会を計画・実施する。

また、長期休業中等、希望者を対象として個別指導を行う。

また、校長の若手育成方針、要望に応じた支援を行うというような業務内容となっております。最後に、本事業の評価についてご報告申し上げます。

本事業をよりよいシステムとして成長させていくために、学校管理職を評価者とした事業評価を年2回実施をしたいというふうに思っております。その評価結果を生かして、よりシステムの改善を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上、指導教授制の概要について、ご説明申し上げます。

続きまして、「平成20年度スクールソーシャルワーカー事業（SSW）の概要について」、ご説明申し上げます。

こちら、教育ビジョン推進計画に基づきました新規事業として、今年度から行うものでございます。

いじめや不登校等につきましては、学校教育の中で、喫緊に解決を図らなければならない最重要課題であるというふうにセンターとしても考えております。

ただ、そのいじめや不登校の背景・要因は非常に複雑化しておりまして、福祉機関や医療機関との連携がなければ、解決ができない難しい事例が増えてまいりました。そこで、スクールソーシャルワーカー、こちらは社会福祉士の免許を持っているか、もしくはそれに準ずる活動を一定期間経験している者を3名雇用いたしまして、主にこの関係機関との連携・調整の要となるという役を担わせるという事業でございます。

こちらの事業につきましては、主に中学校で事業展開をしていきたいというふうに思っております。

2番、スクールソーシャルワーカーの役割でございますが、今ご説明申し上げましたとおり、福祉や医療等、専門機関と子ども・学校・家庭との連携・調整・仲介役を行う。連携・調整の専門家としての役割を担わせるということでございます。

「採用人数」でございますが、平成19年度は、試行的に1名採用して実績を上げております。そして、今年度2名を新たに雇用いたしましてより事業の拡大を図っていくという考え方でございます。

計画上では、平成21年度に全分区に配置をするという形になっております。

「勤務」でございますが、週3日から4日の勤務になります。これは専門非常勤という身分でございます。そして、済美教育センターの学校支援系の「教育SAT」の中に所属をするという

形をとらせませす。

将来的には、分区に配置校、重点校を置きまして、そこから分区を担当させるというスタイルを想定しております。

最後に、SSWを活用した対応例、なかなかこのスクールソーシャルワーカーというものが、まだ社会的に十分認知を得ていない関係で、この対応例をここに掲載させていただきました。

まず、「教育SAT」が学校・保護者等からの相談を受け、その相談に基づいてスクールソーシャルワーカーが情報収集をし、背景にある要因を調べます。これは、関係機関との連携が必要な事例があると。そして、スクールソーシャルワーカーによって、個々の問題解決に向けて必要な人、もしくは機関と面談を行います。そして、ケース会議において情報を共有化し、各機関の役割を明確にする。そして調整を図り、解決のための具体的な手段を考える。そして、関係機関の調整を図って、進行管理を行いながら学校支援をしていくというような形でございます。

より、このシステムにつきましても検証を重ね、充実した事業としていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長 はい、わかりました。

では、最初に「平成20年度指導教授制の概要について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。初めての事業ですし、まずやってくださいということだと思います。

では、「平成20年度スクールソーシャルワーカーの事業（SSW）の概要について」、ご質問等ありましたらお願いします。

大藏委員 先ほどの学習支援教員制度のところ、この教員については、1日、1万2,000円払うと出ていましたが、このソーシャルワーカーについては幾ら払うんですか、報酬は。

済美教育センター副所長 こちらは、専門非常勤の報酬という形でございますので、年間で200万円程度という形になっております。

大藏委員 それで、出勤するのは3日から4日ですか。

済美教育センター副所長 その形になります。

大藏委員 そうすると、その残りの期間、この方々は兼職として何かを行うことができるんですか。

済美教育センター副所長 兼職を行うことはできますけれども、実際は、3名とも兼職は行っておりません。

委員長 ほかにありますか。

宮坂委員 年齢的には特に制限はないんですね。

済美教育センター副所長 特に制限はございません。

宮坂委員 兼職ができない、現実にはできないとなると、若い方は厳しい場合もありますかね、年間200万円だと。

済美教育センター副所長 はい、この条件等につきましては、やはり、より改善をしていけるように働きかけていきたいというふうに思っているところでございます。

宮坂委員 今後増えていくという可能性は十分にあるわけですね。

済美教育センター副所長 人数でございませうか。

宮坂委員 はい。

済美教育センター副所長 人数は、先ほどもお話ししましたように、中学校の全分区に配置をしていく、合計5名、4分区にスーパーバイザー的な役割を果たす1名というふうに考えているところでございます。

委員長 よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

では、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程は、すべて終了しました。

庶務課長、何かございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の日程でございませうが、5月14日、水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

委員長 では、以上をもちまして本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。